

# 南越前町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

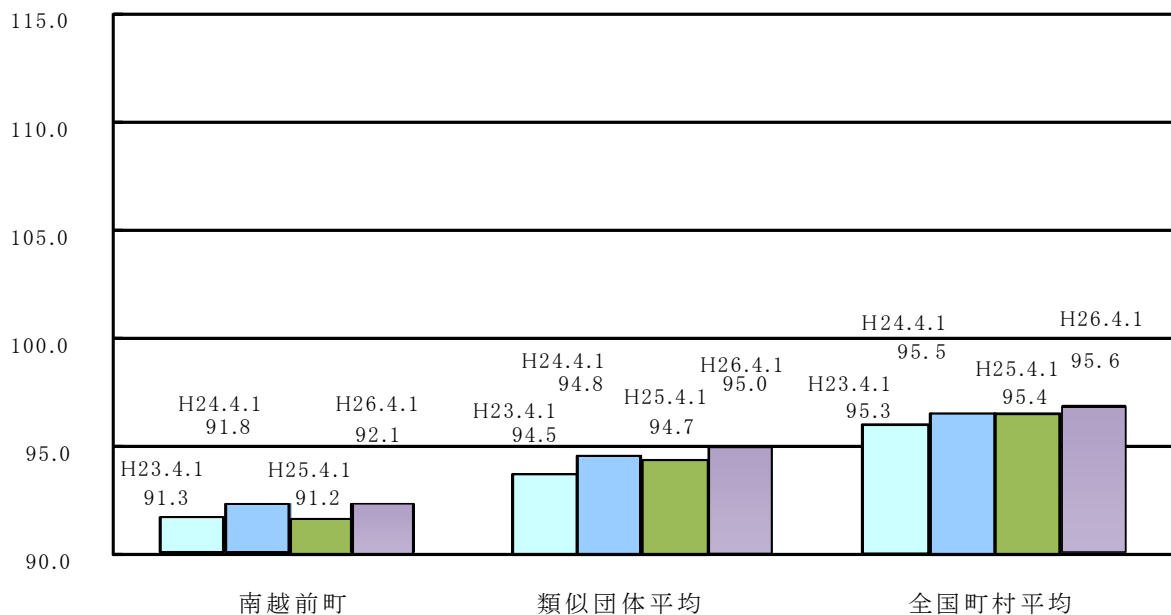
区 分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 11,443	千円 9,898,227	千円 153,937	千円 1,565,850	% 15.8	% 17.6

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 183	千円 650,166	千円 94,425	千円 228,033	千円 972,624	千円 5,315	千円 5,413

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

--

#### (4) 給与改定の状況

##### ①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
—	円	円	円 ( % )	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

##### ②特別給（期末・勤勉手当）

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
—	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

支給対象外

### ③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

## (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
南越前町	43.1 歳	306,900 円	349,824 円	324,965 円
福井県	42.8 歳	335,152 円	409,136 円	362,257 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
南越前町	51.4 歳	13 人	248,100 円	253,676 円	251,484 円	—	—	—	—
用務員	56.6 歳	2 人	241,300 円	241,300 円	241,300 円	用務員	54.3 歳	199,300 円	1.21
自動車運転手	51.4 歳	2 人	292,600 円	306,850 円	304,850 円	自家用自動車 運転者	56.6 歳	214,000 円	1.43
学校給食員	51.8 歳	4 人	246,400 円	247,950 円	246,400 円	調理師	45.9 歳	223,400 円	1.11
福井県	50.4 歳	54 人	331,778 円	363,748 円	350,748 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	51.2 歳	6 人	282,123 円	298,281 円	291,334 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
南越前町	—	—	—
用務員	3,830,000 円	2,747,000 円	1.39
自動車運転手	4,931,800 円	2,751,000 円	1.79
学校給食員	3,896,800 円	3,010,900 円	1.29

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成 23～25 年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		南越前町	福 井 県	国
一般行政職	大 学 卒	161,600 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	141,900 円	—
	中 学 卒	125,400 円	133,100 円	—
教育職	高 校 卒	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（26年4月1日現在）

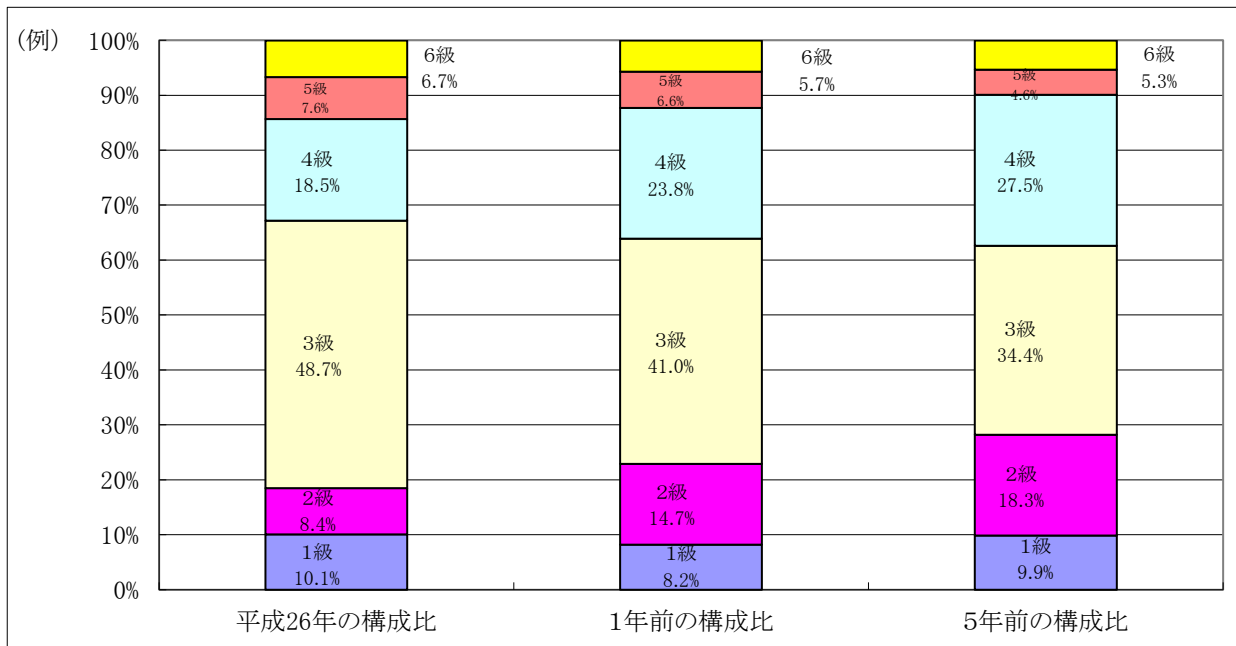
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	236,100 円	— 円	365,900 円	—
	高 校 卒	— 円	292,500 円	—	367,300 円
技能労務職	高 校 卒	212,700 円	295,100 円	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主 事	12 人	10.1 %	135,600 円	243,700 円
2 級	主 事	10 人	8.4 %	185,800 円	307,800 円
3 級	主 査	58 人	48.7 %	222,900 円	354,700 円
4 級	課長補佐・室長補佐 次長・主任	22 人	18.5 %	261,900 円	388,300 円
5 級	総合事務所長・室長 参事・相当高度な事務 を行う課長補佐	9 人	7.6 %	289,200 円	400,600 円
6 級	課 長 ・ 事 務 局 長	8 人	6.7 %	320,600 円	422,600 円

- (注) 1 南越前町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

《勤務成績の評定の実施状況》

地方公務員法第40条に基づき、平成26年10月1日を基準日として全職員を対象に人事評価を実施した。

《昇給への反映状況》

平成27年1月の昇給へは反映していない。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

南越前町	福井県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,306 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,575 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (-) 月分 (-) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 15～25 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20 % ・管理職加算 10～25 %

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

なし

(2) 退職手当（26年4月1日現在）

南越前町				国			
(支給率)	自己都合	応募認定・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	21.62月分	27.025月分		勤続20年	21.62月分	27.025月分	
勤続25年	30.82月分	36.57月分		勤続25年	30.82月分	36.57月分	
勤続35年	43.7月分	52.44月分		勤続35年	43.7月分	52.44月分	
最高限度額	52.44月分	52.44月分		最高限度額	52.44月分	52.44月分	
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~20%加算)				その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2~45%加算)			
1人当たり平均支給額 千円 16,120千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）			3,232 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）			1,077,180 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
医師	15 %	3 人	15 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		21,480 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		671,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		14.2 %		
手当の種類（手当数）		7		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
医療業務	医師	医療業務	12,780 千円	給料月額×70/100以内
医療業務	医師	研究業務	—	月額 20,000円
感染症防疫作業	保健福祉課ほか	感染症防疫作業	—	日額 300円
放射線取扱作業	診療所	放射線取扱作業	72 千円	日額 210円
夜間看護業務	診療所（看護師）	夜間看護業務	6,135 千円	日額 7,200円
夜間看護業務	診療所（介護員）	夜間看護業務	2,455 千円	日額 6,200円
死体処理業務	保健福祉課ほか	死体処理作業	8 千	日額 4,000円
索道点検作業	索道技術者	索道点検作業	30 千円	日額 200円
除雪車運転業務	建設整備課	除雪車運転等作業	—	時間600円（勤務時間外）
除雪車運転業務	建設整備課	除雪車運転等作業	—	時間300円（勤務時間内）

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	41,521	千円
職員1人当たり平均年額（25年度決算）	202	千円
支給実績（24年度決算）	32,302	千円
職員1人当たり平均年額（24年度決算）	150	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円/月	同じ		千円	円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円/月				
	扶養親族1人(配偶者なし) 11,000円/月				
	扶養親族のうち、16歳に達する年度初めから22歳に達する年度末までの子(1人につき) 5,000円/月を加算				
住居手当	家賃55,000円以上 27,000円/月	同じ		千円	円
	家賃23,000円を超え55,000円未満 家賃から23,000円を控除した額の1/2に11,000円を加算した額				
	家賃23,000円以下 家賃から12,000円を控除した額				
通勤手当	交通機関等の利用者(通勤距離片道2km以上) 運賃等(定期券)相当額(上限55,000円/月)	同じ		千円	円
	乗用車等の利用者(通勤距離片道2km以上) 距離に応じ、2,000円～24,500円				



管理職手当	課長級	同じ	千円	円
	42,000円/月			
	室長・参事級			
	32,000円/月		9,423	471,132
	診療所長			
	55,000円/月			
宿日直手当	宿直・日直	同じ	千円	円
	4,200円/回			
	診療所医師による宿直・日直		11,933	202,261
	20,000円/回			

## 5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	町長	830,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副町長	680,000円	855,000円 / 507,500円		
報酬	議長	310,000円	408,000円 / 218,000円		
	副議長	242,000円	340,000円 / 174,000円		
	議員	226,000円	320,000円 / 155,000円		
期末手当	町長 副町長	(25年度支給割合) 2.95 月分 役職加算 15%			
	議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.3 月分 役職加算 15%			
退職手当	町長 副町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)	
		給料月額×在職月数×0.45	16,200,000円	任期毎	
		給料月額×在職月数×0.27	8,424,000円	任期毎	
	備考				

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

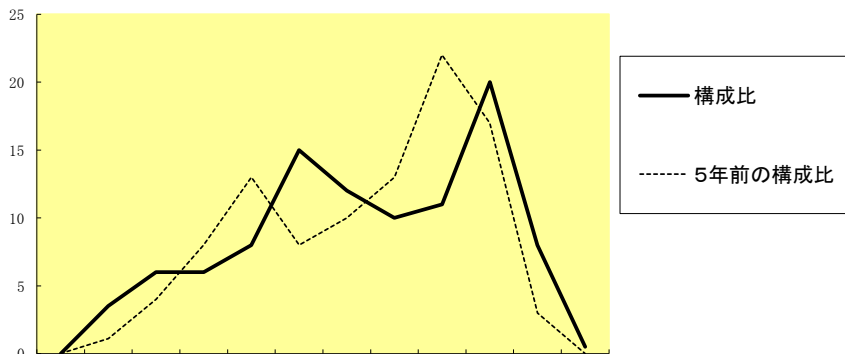
部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成25年	平成26年		
普通 会計 部門	一般 行政 部門	議会	2	2	0	総合事務所の業務を本庁へ集約
		総務	47	46	△1	
		税務	8	8	0	
		民生	53	53	0	
		衛生	13	13	0	
		農林水産	10	11	1	
		商工 土木	11 10	10 9	△1 △1	
	計	154	152	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 132.83人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.53人)	
	教育部門	29	26	△3	幼稚園職員の不補充 総合事務所の業務を本庁へ集約	
	小計	183	178	△5	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.55人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 103.87人)	
公営 企業 等 部門	病院 水道 下水道 その他	病院	17	18	1	理学療法士の採用
		水道	2	2	0	
		下水道	2	2	0	
		その他	25	25	0	
	小計	46	47	1		
合計		229 [ 285 ]	225 [ 285 ]	△4 [ ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 196.63人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）

(例) %



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人	8人	12人	12人	17人	34人	27人	24人	25人	47人	17人	1人	224人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	170	161	160	160	154	152	△18(89.4%)
教育	33	32	30	30	29	26	△7(78.8%)
普通会計計	203	193	190	190	183	178	△25(87.7%)
公営企業等会計計	44	44	44	44	46	47	3(106.8%)
総合計	247	237	234	234	229	225	△22(91.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。